

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

福井国民年金 事案 302

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私の国民年金については、父親が加入手続きを行い、申立期間当時の保険料を納付してくれていた。父親が「おまえの年金は全部払っておいた。」と言っていたことを明確に覚えており、年金記録問題が報道され、私自身の納付記録を社会保険事務所（当時）に問い合わせた時も未納期間は無いとの説明を受けた。しかし、改めて加入記録を確認したところ、申立期間が未納となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、昭和 50 年 11 月 21 日に、申立期間直前の 47 年 12 月から 48 年 3 月までの保険料を第 2 回目の特例納付制度を利用して納付し、申立期間直後の同年 10 月から 49 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが、申立人に係る特殊台帳及び A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者カードにより確認できるものの、当該納付日時点で、申立期間は、時効により過年度納付することができない期間であり、当時実施されていた特例納付制度の対象期間でもなかったことから、申立人の父親は、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、上記国民年金被保険者カードの検認記録欄を見ると、申立期間前後の欄には、上記の納付年月日とともに過年度分の保険料として収納されたことが記録されているものの、申立期間については「時効」と記録されていることが確認できる上、当該被保険者カードと申立人に係る特殊台帳

の記録は一致しており、当時の行政機関の記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人の父親については、既に死亡しており、その証言を得ることができず、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

加えて、申立人又はその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 564（事案 8、144、480 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 1 日から 50 年 1 月 9 日まで
② 昭和 50 年 3 月 12 日から同年 12 月 21 日まで
③ 昭和 51 年 3 月 9 日から同年 12 月 30 日まで
④ 昭和 52 年 3 月 10 日から 56 年 1 月 7 日まで
⑤ 昭和 56 年 3 月 19 日から 57 年 2 月 20 日まで

申立期間①から⑤までについて、平成 22 年 9 月 27 日に年金記録に係る確認について再々申立てを行ったところ、23 年 7 月 13 日付けで記録訂正不要の通知を受けた。

私は、A 社に申立期間①から⑤までの間、継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを覚えており、前回の審議結果について納得できるものではない。

私が申立期間に厚生年金保険料を納付していたことについては、元専務とよく話をしており、第三者委員会に証言してくれる予定であったが、証言する機会を得ることなく亡くなってしまった。今回、私と元専務が厚生年金保険の話をしていたこと及びその話の内容に関する証言を得たので再度調査をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が A 社に勤務していたことは、B 発行の 10 年勤続表彰状などから認められるが、申立人は、申立期間の大部分である昭和 48 年 11 月 1 日から 57 年 3 月 1 日までは、国民年金に加入していること、ii) 雇用保険の加入記録によると、当該事業所

において季節的労働等による離職及び資格取得をしばしば繰り返しており、複数期間において失業給付を受給していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 12 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人から、新たな資料として当該事業所の元事業主の妻の証言が得られたとの再申立てがあったが、証言者から申立人の厚生年金保険料の控除を示す証言は得られない上、申立期間当時の同僚に対する調査においても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、再申立てについても既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、その後、申立人は、保険料控除を示す情報として新たに当該事業所の元専務の妻から証言が得られたと再申立てを行ったが、証言者は、「以前に申立人から厚生年金が掛かっていると聞いたことはある。」旨を供述しているものの、厚生年金保険料の控除を示す証言は得られない上、申立人が名前を挙げた同僚に対する調査においても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、再申立てについても既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 7 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人は、当初の申立て後に、当該事業所の元専務とC店において申立期間に係る厚生年金保険料控除に関する相談を行ったとして、当該C店店長及びその場に同席していたとする元専務の友人の証言書を添付している。しかしながら、元専務の友人は、「元専務が元社長の妻に、申立人の厚生年金保険に関する話をしているのを聞いただけであり、詳細については分からない。」旨を供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除を示す具体的な供述は得られない上、前々回の調査時において、元事業主の妻から聴取しているが、申立人の厚生年金保険料の控除を示す証言は得られなかった。

また、上記C店店長は、「私は、平成 21 年から、このC店での勤務を始めた。元専務が当店のお客様であったことは覚えている。」旨を証言しているものの、同店長に係る厚生年金保険被保険者記録をみると、平成 21 年 2 月 1 日に前職の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで同C店の経営母体である事業所において同被保険者資格を取得していることが確認できることから、同店長は同年同月から同店での勤務を始めたと考えられるところ、元専務は 20 年*月に死亡しており、同店長の証言内容は

合理性に欠けている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、元専務から意見聴取できなかったことについて、行政側の事務処理が遅れたことが原因であり、その責任を踏まえた判断を行うよう主張しているところ、元専務は、平成 20 年 6 月 7 日に D 社会保険事務所（当時）に出向いて、同事務所職員と面談しており、i) 申立人が A 社で勤務を始めたのは申立人が同事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している昭和 57 年 5 月 1 日より前であった、ii) 申立人が A 社に勤務していた期間の一部が国民年金の加入期間となっていることについては一般的に理解できない、iii) 当時のことを証明する書類は所持していない、iv) 申立人が再度年金記録の確認申立てを行うのであればこれらのことを証言するつもりであると供述していることが記録されているものの、他の従業員は、「当時、社会保険料控除は、事業主及びその妻が行っており、専務は E 責任者であった。」と供述していることを踏まえると、仮に元専務から上記のとおり証言があったとしても、それをもって直ちに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。